

「第9期蕨市高齢者福祉計画・介護保険事業計画（案）」に対する  
パブリック・コメント（意見募集）結果

1. 案 件

「第9期蕨市高齢者福祉計画・介護保険事業計画（案）」

2. 募集期間

令和5年12月28日（木）～令和6年1月19日（金）

3. 意見の件数（意見提出者数）

4件（2人）

4. 意見等の概要と意見に対する市の考え方

No.	意見の概要	件数	市の考え方
1	蕨市においても、少子高齢化がすすんでおり、本計画は、これからも最も重要な事項となると考えます。特に高齢者の単身世帯・夫婦世帯が7千世帯となり、近所の見守りを含む社会福祉の活動が求められます。ここ数年、コロナ禍等の影響にあり、外出機会が減り、フレイル状態に近くなった人が増加した気がします。概要版では「第3次わらび健康アップ計画」との絡みが示されれば幸いです。	1件	本計画は、施策の方向性として「高齢期の生きがいづくり」・「日常生活の支援」「介護予防の充実」を定め、見守り体制の確保や、フレイル状態の解消を目指しております。 概要版では、「第3次わらび健康アップ計画」への直接の言及はないものの、施策の方向性として「健康(健幸)づくりの推進」を定め、施策の体系として掲載いたします。
2	113ページ「⑤若年性認知症に係る支援の実施」または121ページ「(3)その他事業」として、若年性認知症だけでなく、高次脳機能障害のことも記してください。具体的には、若年性認知症や脳卒中の後遺症で高次脳機能障害となった第2号被保険者の方に対し、介護保険サービスでの支援と共に、併用できる障害福祉サービスや障害年金制度につなげていく相談支援体制の構築を計画に記してください。	1件	ご意見を踏まえ、113ページ「⑤若年性認知症に係る支援の実施」を修正し、「⑤若年性認知症等に係る支援の実施」とし、本文内容についても追記します。

3	115ページ「(1)地域包括支援センターの機能強化」、116ページ「(2)総合相談支援事業」、117ページ「(4)包括的・継続的ケアマネジメント支援事業」について、若年性認知症や脳卒中の後遺症で高次脳機能障害となった第2号被保険者の方への支援で、地域包括支援センターが福祉分野と連携して、相談支援ができる体制を整備していくことを計画に記してください。	1件	第2号被保険者への支援は、介護保険法に定められた介護サービスである介護予防支援事業としての役割となり、市の基準条例において、「介護保険以外のサービスも支援するように努める」ように定めていることから、計画に改めて記載する事項ではないため、記載は行いません。
4	118ページ「(5)在宅医療・介護連携推進事業」について、医療と介護の連携だけでなく、障害福祉との連携についても計画に記し、さらに若年性認知症や脳卒中の後遺症で高次脳機能障害となった第2号被保険者の方が、障害福祉サービスにもつながるような認知症ケアパスの整備についても計画に記してください。	1件	在宅医療と介護の連携推進事業は、介護保険法の地域支援事業に定められたものとなり、118ページ概要・現状において、2行目「医療と介護などの多職種が連携した」とあるとおり、障害福祉も含む、他部門との連携を計画に記しています。 認知症ケアパス(蕨市認知症安心ガイドブック)には、若年性認知症の支援は記載済みのため、改定時に高次脳機能障害の記載の是非について検討するとともに、計画はNo.2のご意見のとおり、修正します。

※ページ数はパブリック・コメント版素案ページ